

食と農林漁業の再生実現会議幹事会 運営要領

食と農林漁業の再生実現会議幹事会の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 率直かつ自由な意見交換を確保するため、議事は非公開とし、一般傍聴は認めない。
2. 会議の配布資料及び議事要旨は、原則として、公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
3. 会議終了後、座長が記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定する。

(参考)

食と農林漁業の再生実現会議幹事会（副大臣級会合）の開催について

平成 22 年 11 月 30 日
食と農林漁業の再生実現会議決定

1. 食と農林漁業の再生実現会議を補佐し、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるための検討、施策の進捗管理等を行うため、食と農林漁業の再生実現会議幹事会（副大臣級会合）
(以下「幹事会」という。) を開催する。
2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省の政務三役その他関係者の出席を求めることができる。
座長 内閣府副大臣（国家戦略担当）及び農林水産副大臣
構成員 座長が指名する内閣官房副長官、総務副大臣、外務副大臣、財務副大臣、農林水産副大臣及び経済産業副大臣
3. この会合を補佐するため、関係府省庁の政務三役又は事務レベルその他関係者による会議を随時開催する。
4. 幹事会の庶務は、内閣官房及び農林水産省において処理する。